

教委規則第4号

宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

宇和島市教育委員会
教育長 山村 由美

教委規則第 4 号

宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 27 日

宇和島市教育委員会
教育長 山村 由美

宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

第 1 条 宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(その他) 第 16 条 (略)	<u>(報酬)</u> <u>第 16 条 委員の報酬は、宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例</u> <u>(平成 17 年 8 月 1 日条例第 45 号) に定めるところによる。</u> (その他) 第 17 条 (略)

(宇和島市教育支援委員会規則の一部改正)

第 2 条 宇和島市教育支援委員会規則（平成17年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(その他) 第16条 (略)	<u>(報酬)</u> 第16条 委員の報酬は、宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例 <u>(平成17年8月1日条例第45号)に定めるところによる。</u> (その他) 第17条 (略)

(宇和島市教科用図書選定調査委員会規則の一部改正)

第3条 宇和島市教科用図書選定調査委員会規則（令和5年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(委任) 第9条 (略)	<u>(報酬)</u> 第9条 委員の報酬は、宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平 <u>成17年8月1日条例第45号）に定めるところによる。</u> (委任) 第10条 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。